第二偕楽園ホーム
訪問看護ステーション

重 要 事 項 説 明 書

当事業所は、利用者に対して指定訪問看護サービスを提供します。
当事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上のご注意いただきたいことを次のとおり説明します。

【　目次　】

１．　事業者……1
２．　事業所の概要……1
３．　事業実施地域及び営業時間……2
４．　職員の配置状況……2
５．　当事業所が提供するサービスと利用料金……3
６．　看護計画、記録……4
７．　秘密の保持と個人情報保護……5
８．　契約の終了について……5
９．　サービス提供に関する相談・苦情の受付……7
１０．　運営推進会議の設置……7
１１．　協力医療機関、バックアップ施設……7
１２．　事故発生の防止及び発生時、非常火災時の対応……7
１３．　サービス利用にあたっての留意事項……7
１４．法人の概要……8

料金表（別表）……10

令和５年３月１日改訂

１．事業者

（１）法人名　　社会福祉法人　一誠会
（２）法人所在地　　〒192-0005　東京都八王子市宮下町９８３番地
（３）電話番号　　０４２－６９１－２８３０
（４）代表者氏名　　鈴木　康之

２．事業所の概要

（１）　事業所の種類　訪問看護サービス
（２）　事業の目的
社会福祉法人一誠会が開設する第二偕楽園ホーム訪問看護ステーションが行う指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護の事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、ステーションの看護職員、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士（以下「看護職員等」という。）が、要介護状態（介護予防にあっては要支援状態）であり、主治の医師が必要を認めた高齢者に対し、適正な事業の提供を目的とします。

（３）　事業所の名称　　第二偕楽園ホーム　訪問看護ステーション
事業所番号　１３６２９９０２４２
訪問看護ステーションコード　７３９１９２３

（４）　事業所の所在地　東京都八王子市加住町１丁目 18 番

（５）　電話番号　　042-691-1867

（６）　管理者氏名　　山口　登大

（７）　当事業所の運営方針

1 指定訪問看護の提供に当たって、ステーションの看護職員等は、要介護者の心身の特性を踏まえて、全体的な日常生活動作の維持、回復を図るとともに、生活の質の確保を重視した在宅療養が継続できるように支援する。

2 指定介護予防訪問看護の提供に当たって、ステーションの看護職員等は、要支援者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、その療養生活を支援するとともに、利用者の心身の機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものとする。

3 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所と連携して、定期的な巡回訪問や随時の通報を受けて指定訪問看護を提供する。

4 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

（８）　開設年月日　２０１８年９月１３日

３．営業日及び営業時間

ステーションの営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

1.　営業日　月曜日から日曜日までとする。
2.　営業時間　午前9時00分から午後5時00分までとする。
3.　電話等により、24時間連絡相談が可能な体制とします。

また、上記の営業時間の他、緊急時訪問看護加算および 24 時間対応体制加算をご契約の場合には、電話による 24 時間の看護に関する連絡相談ができることとします。

４．職員の配置状況

当事業所では、利用者に対して訪問看護サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

職　種	資　　格	常勤 専従	常勤 兼務	非常勤 専従	非常勤 兼務	備　考
管理者	経験のある看護師	－	1名	－	－	看護職員と兼務
看護職員	看護師	－	3 名	－	2 名	看護小規模多機能事業所と兼務
	准看護師	－	－	－	－	
理学療法士		－	1 名	－	－	看護職員と兼務
作業療法士		－	－	－	－	
言語聴覚士		－	－	－	－	
事務職員		－	－	－	－	

(1)管理者
管理者は、ステーションの従業者の管理及び事業の利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行うとともに自らも事業の提供に当たる。

(2)看護職員等
看護師は、訪問看護計画書及び訪問看護報告書(介護予防訪問看護計画書及び訪問看護報告書を含む。)を作成し、事業の提供に当たる。

５．当事業所が提供するサービスと利用料金

当事業所では、利用者に対して以下のサービスを提供します。
当事業所が提供するサービスについて、以下の３つの場合があります。

（１） 利用料金が介護保険の給付の対象となるサービス（別表１参照）
利用料金の９割から７割が介護保険から支給され、利用者の自己負担は費用全体の１割から３割の金額となります。（自己負担の割合は利用者ごとに異なります。八王子市から交付された『介護保険負担割合証』をご確認ください）サービスを具体的にそれぞれどのような頻度、内容で行うかについては、ご契約者と協議の上、訪問看護サービス計画に定めます。

（２） 利用料金が医療保険の給付となるサービス（別表２参照）

（３）利用料金の全額をご契約者に負担いただく場合（保険の給付とならないサービス）

＜サービスの概要＞

【看護サービス】
主治医が看護サービスの必要性を認めたものに限り、訪問看護指示書に基づき、主治医との連絡調整をはかりながら看護サービスの提供を行います。
①病状・障害の観察
②入浴・清拭・洗髪等による清潔の保持
③食事および排泄等日常生活の世話
④床ずれの予防・処置
⑤リハビリテーション
⑥ターミナルケア
⑦認知症利用者の看護
⑧療養生活や介護方法の指導
⑨カテーテル等の管理
⑩その他医師の指示による医療処置

【相談・助言等】
・利用者やその家族の日常生活における介護等に関する相談及び助言、申請代行等を行います。

＜サービス利用料金＞

１）利用料金表（別表１・２）をご覧ください。
① 介護保険の給付となるサービス費用(基本料金+各種加算)
緊急時訪問看護加算、初回訪問看護加算、その他必要となる加算
② 医療保険の給付の対象となるサービス費用（基本料金+各種加算）
③ 全額をご契約者に負担いただく費用（保険の給付とならない食費・宿泊費等）があります。

２）次条の通常の実施地域(通常の実施地域は八王子とする)を越えて行う事業に要した交通費は、その実施地域を越えた地点から自宅までの交通費の実費を徴収する。なお、自動車を使用した場合の交通費は、次の額を徴収する。
① 実施地域を越えた地点から、500円
② やむを得ず駐車場を利用した場合の駐車料金
③ タクシー利用は時間外訪問等でやむを得ない場合

3〉エンゼルケア（死後の処置料）は、15，000円とする。

4)前二項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けることにします。

＜支払方法〉＞

原則、口座引き落としにて対応しております。または、受付での入金または口座振込にてお願いします。

毎月１５日頃に前月分の請求書を送付いたしますので、その月の２７日までに受付にお持ちいただくか、利用者の指定の銀行口座からお引落しさせていただきます。

受付にお持ちいただいた場合は入金扱いとして、お振込と同様、翌月の請求書に領収書を発行し同封させていただきます。

＜利用の中止、変更＞

①利用予定日の前に、利用者の都合によって、訪問看護サービスの利用を中止または変更、もしくは新たなサービスの利用を追加することができます。この場合には原則としてサービスの実施日の前日までに事業者に申し出てください。※

②サービス利用の変更・追加の申し出に対して、事業所の稼動状況により利用者の希望する日時にサービスの提供ができない場合、他の利用可能日時を契約者に提示して協議します。

５）連帯保証

① 連帯保証人は、第二偕楽園ホーム訪問看護ステーション契約書第 10 条に定める、利用者が事業所に対して負担する第 10 条に定める利用者負担額の支払いについて、利用者と連帯して保証するものとします。

② 利用者が第 10 条に定める利用料金の支払いを２ヵ月分以上滞納した場合は、事業所は、連帯保証人に滞納の事実を通知し、滞納者の財産を調査・差し押えを求めるものとします。

③ 利用者前項の連帯保証責務により連帯保証人が負う保証責務の限度額は金 50 万円とします。

６）感染症対策

① 感染症及び感染症まん延の防止のための対策を検討し、感染症対策指針を作成する。また、「感染症対策委員会」を設置する。

② 委員会では、感染症が発症した場合の報告、職員に対する感染症の周知徹底、感染状況の調査とその具体的防止策、再発予防対策など協議し実行するとともに、研修や訓練（シュミレーション）を定期的に実施していきます。

７）事業継続計画の策定等

・ 感染症や災害発生時における、利用者に対する継続的なサービス提供の実施や中断時における早期の業務再開の手順等、非常時における事業継続の方法を定めた業務継続計画を策定し、定期的な見直しを行います。従業者に対しても周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施します。

８）ハラスメント対策

・ 職場において利用者や従業者から行われるハラスメントを防止するために規定を定め、従業者が働きやすい職場環境を実現します。

９）高齢者虐待防止の推進

・ 利用者の人権の擁護・虐待の防止等の観点から、虐待の発生・再発の防止をするための委員会の開催、指針の整備、研修の実施とともに安全対策担当者を定めます。

６．訪問看護計画について

① 訪問看護計画の作成にあたっては、利用者一人ひとりの人格を尊重し、その置かれている環境等を十分に踏まえて、援助の目標や具体的サービスを作成・記載します。
② 訪問看護サービスについては、看護師等と密接な連携を図り、利用者の希望・主治医の指示・看護目標及び具体的なサービス内容等を記載します。
③ 事業所は、利用者の状況に合わせて適切にサービスを提供するため、利用者と協議の上で訪問看護サービス計画を定め、またその実施状況を評価します。計画の内容及び評価結果等は書面に記載して利用者に説明の上交付します。
④ サービス提供の記録
提供したサービスについては、その都度「サービス提供記録」に記録し、その控えを利用者に
交付します。また、この記録は５年間保存することとします。

７．秘密の保持と個人情報の保護について

１）利用者及びその家族に関する秘密の保持について（契約書１０条参照）

事業所及び事業所の使用する者は、サービス提供をする上で知り得た利用者及び家族に関する秘密を正当な理由なく、第三者に漏らしません。この秘密を保持する義務は、契約が終了した後も継続します。

２）個人情報の使用・提供に関する注意事項について
事業所は、前項の規定にかかわらず、利用者及び家族の個人情報を以下のために、必要最小限の範囲内で使用、提供または収集します。また、使用するに当たっては、利用者に関わる居宅サービス計画及び訪問看護計画の立案や円滑なサービス提供のために実施されるサービス担当者会議での情報提供を行います。

① 介護支援専門員とサービス事業所との連絡調整
② 利用者が医療サービスの利用を希望している場合及び主治医の意見を求める必要がある場合
③ 利用者の容態の変化にともない、緊急連絡を必要とする場合に限定し、必要な範囲を超えて取り扱うことはいたしません。

８．契約の終了について　（契約書第１３条参照）

利用者は、以下の事由による契約の終了がない限り、本契約に定めるところに従い、事業所が提供するサービスを利用することができるものとします。

① 要介護認定により利用者の心身の状況が自立と判定された場合
② 利用者の契約解除の申し出があった場合
③ 利用者及び家族の故意または重大な過失により、契約の継続が困難な場合
④ 事業者のやむを得ない事情による契約の継続が困難な場合
⑤ 利用者が死亡した場合

９．サービス提供に関する相談・苦情の受付について

利用者は、提供されたサービス等につき苦情を申し出ることができます。その場合事業所は、速やかに事実関係を調査し、その結果改善の必要性の有無並びに改善方法について、利用者またはその家族に報告します。

苦情受付窓口

① 当事業所の窓口

担当窓口　　訪問看護ステーション管理者　山口登大
電話　　０４２‐６９１‐１８６７

② 苦情解決第三者委員　荻島　哲治　　０４２－６９１－４１４１
片岡　潮　　０４２－６９１－１８３８

③ その他
ｉ　市の相談窓口に苦情を伝えることができます。
八王子市役所　高齢者福祉課　相談担当　０４２－６２０－７４２０
※八王子市の場合

ⅱ　国保連合会の相談窓口に苦情を伝えることができます。
東京都国民健康保険団体連合会　　０３－６２３８－０１７７

苦情対応手順

① 苦情を口頭又は文書にて事業所の管理者又はその他職員に苦情申出を行う
② 苦情申出書を提出する→苦情申出書の受理→受理通知
③ 事業所は不適合（事故・苦情）に対する緊急的処置および暫定処置を行う
④ 緊急リスク会議を開催し事実確認・状況把握・情報収集を行い、不適合の要因及び要因を特定する。→暫定的措置・苦情解決委員会開催の有無の決定
⑤ 不適合の再発防止を確実にするための是正策を検討し実施する
⑥ 場合により第三者委員参加の苦情解決委員会を開催し苦情回答を行う。
⑦ 苦情の対応を迅速に行う。
⑧ 苦情申出者に対し決定事項の伝達及び提案内容の遂行結果を相談・苦情受付担当が記録し、進捗状況を監視する。
⑨ 個人を特定されないよう配慮した上で苦情について公表を行う。
⑩ 事業所として周知を図ることにより組織としてのサービスの質の向上を図る。

１０．運営推進会議の設置

当事業所では、訪問看護サービスの提供にあたり、サービスの提供状況について定期的に報告するとともに、その内容についての評価、要望、助言を受けるため、下記のとおり運営推進会議を設置しています。

＜運営推進会議＞

構 成 ： 利用者や利用者の家族、地域住民の代表者、地域包括支援センター職員、
訪問看護ステーションについて知見を有する者等

開 催 ： 隔月で開催。

議事録： 運営推進会議の内容、評価、要望、助言等について記録を作成します。

１１．協力医療機関、バックアップ施設

当事業所では、利用者の主治医との連携を基本としつつ、病状の急変等に備えて以下を協力医療機関・施設として連携体制を整備しています。

＜協力医療機関・施設＞
医療法人財団 興和会　右田病院
〒192-0043　東京都八王子市暁町 1-48-18
電話番号　042-622-5155　FAX 番号 042-623-9657

訪問歯科：医療法人社団　高輪会　八王子歯科
〒193-0941 東京都八王子市狭間町１４６２－１
電話番号　042-669-3888　FAX 番号 042-669-3887

１２．事故発生の防止及び発生時の対応、非常火災時の対応

（1）　事故発生の防止及び発生時の対応
① 不適合事故・苦情）に対する緊急的処置および暫定処置を行う
② 関係部署等に報告し応援を要請する
③ 事故発生について自部署のリーダー→管理責任者に報告する
④ 速やかに市町村、利用者の家族等に対して連絡を行う等必要な措置を講じる。
⑤ 事故が発生した場合には、事故の状況及び事故に際してとった処置を記録する。
＜発見者が「是正予防処置報告書」の不適合の内容および緊急的処置までと暫定的処置を記入し、当該部署管理責任者に提出する＞
⑥サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行う。

（2）非常火災時の対応
・防災時の対応　　自衛消防隊による消火、非常連絡、避難誘導、救護活動を行います。
・防災設備　　スプリンクラー、消火器、消火栓、避難橋、非常通報連絡装置完備
・自衛消防隊　　自衛消防隊による訓練を毎月実施しています。
・防災計画・事業継続計画（BCP）・洪水時及び土砂災害時の避難計画の策定済み

非常火災時には、別途定める消防計画に則って対応を行います。また、避難訓練を年２回、契約者も参加して行います。
＜消防用設備＞
・自動火災報知器、消化器等消防法による設備を設置しています。
＜地震、大水等災害発生時の対応＞
・災害マニュアルに基づき緊急体制の確保及び対応を行います。

１３．サービス利用にあたっての留意事項

① サービス利用の際には、介護保険被保険者証を提示してください。
② 事業所内の設備や器機は本来の用法に従ってご利用ください。これに反したご利用により破損等が生じた場合、弁償していただく場合があります。
③ 事業所内での他の利用者に対する執拗な宗教活動及び政治活動の他、勧誘行為などの他の利用者に迷惑となる行為はご遠慮ください。
④ 指定訪問看護ステーションの提供開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。
⑤ サービスの向上に向けた取組

ISO9001 サーベイランス審査	2023 年 8 月 1 日実施
内部監査	2023 年 6 月 22 日実施

１４．当法人の概要

（１）法人の概要

名称　社会福祉法人　一誠会
法人所在地　〒192-0005　東京都八王子市宮下町９８３番地
電話　０４２－６９１－２８３０（代）
ファックス　０４２－６９１－８２８８

（２）実施事業

定款に定めた事業種別　＜偕楽園ホーム＞
特別養護老人ホーム
短期入所生活介護事業
居宅介護支援事業
定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業
夜間対応型訪問介護事業
訪問介護事業
＜初音の杜＞
地域密着型通所介護事業
介護予防・日常生活支援総合事業
認知症対応型通所介護事業
認知症対応型共同生活介護事業
＜第二偕楽園ホーム＞
地域密着型特別養護老人ホーム
介護老人福祉施設
短期入所生活介護事業
看護小規模多機能居宅介護事業
訪問看護事業
企業主導型保育事業
サービス付き高齢者向け住宅事業
＜八王子市地域包括支援センター＞
八王子高齢者あんしん相談センター
介護予防支援事業
八王子市生活支援体制整備事業
認知症地域支援事業

施設・拠点等

偕楽園ホーム	1 か所
第二偕楽園ホーム	6 か所
社会福祉法人一誠会　偕楽園ホーム居宅介護支援事業所	1 か所
デイサービスセンター初音の杜	2 か所
グループホーム初音の杜	1 か所
八王子市高齢者あんしん相談センター大和田	1 か所

令和　　年　　月　　日

第二偕楽園ホーム指定訪問看護ステーションの利用にあたり、ご利用者に契約書
および本書面に基づいて重要な事項を説明しました。

事業者　　社会福祉法人一誠会

（代表者名）　理事長　鈴木　康之　　印

（事業所名）　第二偕楽園ホーム
訪問看護ステーション

（住所）　　東京都八王子市加住町１丁目１８番地

説明者　　所属　第二偕楽園ホーム　訪問看護ステーション

氏名　　印

私は、契約書および本書面により、事業者から第二偕楽園ホーム指定訪問看護ステーション
についての重要事項の説明を受けました。

令和　　年　　月　　日

【利用者】

（住所）

（氏名）　　印

【身元引受人】

（住所）

（氏名）　　印

【連帯保証人】

（住所）

（氏名）　　印

介護保険　（別表１）

（訪問看護ステーション）

地域区分　3級地　単価　11.05

Ⅰ　基本料金

提供時間数	区分	単位	利用料（介護報酬総額） A	B：A×単価（1円未満切捨） B	保険請求額【9割】 C：B×0.9（1円未満切捨）	利用者負担額【1割】 B－C	保険請求額【8割】 D：B×0.8（1円未満切捨）	利用者負担額【2割】 B－D	保険請求額【7割】 D：B×0.7（1円未満切捨）	利用者負担額【3割】 B－J
昼間（8:00-18:00）										
20分未満	看護師による場合	313	3,459	3,113	346	2,767	692	2,421	1,038
	准看護師による場合	282	3,113	2,802	311	2,490	623	2,179	934
	（予防）看護師による場合	302	3,337	3,003	334	2,670	667	2,336	1,001
	（予防）准看護師による場合	272	3,003	2,703	300	2,403	601	2,102	901
30分未満	看護師による場合	470	5,194	4,674	519	4,155	1,039	3,635	1,558
	准看護師による場合	423	4,674	4,207	467	3,739	935	3,272	1,402
	（予防）看護師による場合	450	4,973	4,475	497	3,978	995	3,481	1,492
	（予防）准看護師による場合	405	4,475	4,028	448	3,580	895	3,133	1,343
30分～1時間	看護師による場合	821	9,072	8,165	907	7,258	1,814	6,350	2,722
	准看護師による場合	739	8,165	7,348	816	6,532	1,633	5,715	2,449
	（予防）看護師による場合	792	8,752	7,876	875	7,001	1,750	6,126	2,625
	（予防）准看護師による場合	713	7,876	7,089	788	6,301	1,575	5,514	2,363
1時間～1．5時間	看護師による場合	1,125	12,431	11,188	1,243	9,945	2,486	8,702	3,729
	准看護師による場合	1,013	11,188	10,069	1,119	8,951	2,238	7,832	3,356
	（予防）看護師による場合	1,087	12,011	10,810	1,201	9,609	2,402	8,408	3,603
	（予防）准看護師による場合	978	10,810	9,729	1,081	8,648	2,162	7,567	3,243
早朝（6:00-8:00）、夜間（18:00-22:00）									
20分未満	看護師による場合	391	4,323	3,891	432	3,459	865	3,026	1,297
	准看護師による場合	352	3,891	3,502	389	3,113	778	2,724	1,167
	（予防）看護師による場合	378	4,171	3,754	417	3,337	834	2,920	1,251
	（予防）准看護師による場合	340	3,754	3,379	375	3,003	751	2,628	1,126
30分未満	看護師による場合	588	6,492	5,843	649	5,194	1,298	4,544	1,948
	准看護師による場合	529	5,843	5,258	584	4,674	1,169	4,090	1,753

	（予防）看護師による場合	563	6,216	5,594	622	4,973	1,243	4,351	1,865
	（予防）准看護師による場合	506	5,594	5,035	559	4,475	1,119	3,916	1,678
30 分～1時間	看護師による場合	1,026	11,340	10,206	1,134	9,072	2,268	7,938	3,402
	准看護師による場合	924	10,206	9,185	1,021	8,165	2,041	7,144	3,062
	（予防）看護師による場合	990	10,940	9,846	1,094	8,752	2,188	7,658	3,282
	（予防）准看護師による場合	891	9,846	8,861	985	7,876	1,969	6,892	2,954
1時間～1．5時間	看護師による場合	1,406	15,539	13,985	1,554	12,431	3,108	10,877	4,662
	准看護師による場合	1,266	13,985	12,587	1,399	11,188	2,797	9,790	4,196
	（予防）看護師による場合	1,359	15,014	13,513	1,501	12,011	3,003	10,510	4,504
	（予防）准看護師による場合	1,223	13,513	12,161	1,351	10,810	2,703	9,459	4,054

深夜（22:00-6:00）

20 分未満	看護師による場合	470	470	5,188	4,669	519	4,150	1,038	3,632
	准看護師による場合	423	423	4,669	4,202	467	3,735	934	3,268
	（予防）看護師による場合	453	453	5,006	4,505	501	4,005	1,001	3,504
	（予防）准看護師による場合	408	408	4,505	4,055	451	3,604	901	3,154
30 分未満	看護師による場合	705	705	7,790	7,011	779	6,232	1,558	5,453
	准看護師による場合	635	635	7,011	6,310	701	5,609	1,402	4,908
	（予防）看護師による場合	675	675	7,459	6,713	746	5,967	1,492	5,221
	（予防）准看護師による場合	608	608	6,713	6,042	671	5,370	1,343	4,699
30 分～1時間	看護師による場合	1232	1,232	13,608	12,247	1,361	10,886	2,722	9,526
	准看護師による場合	1108	1,108	12,247	11,023	1,225	9,798	2,449	8,573
	（予防）看護師による場合	1188	1,188	13,127	11,815	1,313	10,502	2,625	9,189
	（予防）准看護師による場合	1069	1,069	11,815	10,633	1,181	9,452	2,363	8,270
1時間～1．5時間	看護師による場合	1688	1,688	18,647	16,782	1,865	14,918	3,729	13,053
	准看護師による場合	1519	1,519	16,782	15,104	1,678	13,426	3,356	11,748
	（予防）看護師による場合	1631	1,631	18,017	16,215	1,802	14,414	3,603	12,612
	（予防）准看護師による場合	1467	1,467	16,215	14,594	1,622	12,972	3,243	11,351

Ⅱ　加算等

	加算名称	単位	利用料（介護報酬総額）	保険請求額【9割】	利用者負担額【1割】	保険請求額【8割】	利用者負担額【2割】	保険請求額【7 割】	利用者負担額【3 割】
		A	B：A×単価（1円未満切捨）	C：B×0.9（1円未満切捨）	B－C	D：B×0.8（1円未満切捨）	B－D	D：B×0.7（1円未満切捨）	B－J
	緊急時訪問看護加算　※1	574	6,342	5,707	635	5,073	1,269	4,439	1,903
	長時間訪問看護加算（1.5 時間以上）※2	300	3,315	2,983	332	2,652	663	2,320	995
	特別管理加算（Ⅰ）　※3	500	5,525	4,972	553	4,420	1,105	3,867	1,658
	特別管理加算（Ⅱ）　※4	250	2,762	2,485	277	2,209	553	1,933	829
予防なし	ターミナルケア加算	2,000	22,100	19,890	2,210	17,680	4,420	15,470	6,630
	初回加算	300	3,315	2,983	332	2,652	663	2,320	995
	退院時共同指導加算	600	6,630	5,967	663	5,304	1,326	4,641	1,989
予防なし	看護・介護職員連携強化加算	250	2,762	2,485	277	2,209	553	1,933	829
	看護体制強化加算（Ⅰ）	550	6,078	5,470	608	4,862	1,216	4,254	1,823
	看護体制強化加算（Ⅱ）	200	2,210	1,989	221	1,768	442	1,547	663
	複数名訪問看護加算（Ⅰ）（30 分未満）	254	2,806	2,525	281	2,244	562	1,964	842
	複数名訪問看護加算（Ⅰ）（30 分以上）	402	4,442	3,997	445	3,553	889	3,109	1,333
	複数名訪問看護加算（Ⅱ）（30 分未満）	201	2,221	1,998	223	1,776	445	1,554	667
	複数名訪問看護加算（Ⅱ）（30 分以上）	317	3,502	3,151	351	2,801	701	2,451	1,051
	サービス提供体制強化加算	6	66	59	7	52	14	46	20

※1 ご契約されている方は24時間連絡相談対応いたします。
※2 特別管理加算対象者に対して、1 時間 30 分以上の訪問看護を実施した場合
※3 気管カニューレ・留置カテーテル等を使用している状態にある方
※4 在宅酸素・人工肛門・重度の褥瘡等の状態にある方

事業所と同一敷地内又は隣接する敷地内に所在する建物に居住する利用者又はこれ以外の同一建物の利用者 20 人以上にサービスを行う場合	９０／１００へ減算
事業所と同一敷地内又は隣接する敷地内に所在する建物に居住する利用者 50 人以上にサービスを行う場合	８５／１００へ減算

Ⅲ リハビリテーション

提供時間数	訪問看護	単位	利用料（介護報酬総額） A	保険請求額【9割】 B：A×単価（1円未満切捨）	利用者負担額【1割】 C：B×0.9（1円未満切捨）	保険請求額【8割】 B－C	利用者負担額【2割】 D：B×0.8（1円未満切捨）	保険請求額【7割】 B－D	利用者負担額【3割】 D：B×0.7（1円未満切捨）
20 分	理学療法士、作業療法士または言語聴覚士の場合	293	3,237	2,913	324	2,589	648	2,265	972

提供時間数	予防訪問看護	単位	利用料（介護報酬総額） A	保険請求額【9割】 B：A×単価（1円未満切捨）	利用者負担額【1割】 C：B×0.9（1円未満切捨）	保険請求額【8割】 B－C	利用者負担額【2割】 D：B×0.8（1円未満切捨）	保険請求額【7割】 B－D	利用者負担額【3割】 D：B×0.7（1円未満切捨）
20 分	理学療法士、作業療法士または言語聴覚士の場合	283	3,127	2,814	313	2,501	626	2,188	939

※予防訪問看護（要支援の方へのリハビリ）での理学療法士等よる訪問看護（リハビリテーション）については 12 ヶ月以上継続で訪問している方については 5 単位の減算になります。
※予防訪問看護（要支援の方へのリハビリ）での理学療法士等よる訪問看護（リハビリテーション）については 1 日 3 回以上の実施で 50%減算になります。

■ 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所と連携して指定訪問看護を行う場合

（介護予防除く）

加算名称	単位	利用料（介護報酬総額） A	保険請求額【9割】 B：A×単価（1円未満切捨）	利用者負担額【1割】 C：B×0.9（1円未満切捨）	保険請求額【8割】 B－C	利用者負担額【2割】 D：B×0.8（1円未満切捨）	保険請求額【8割】 B－D	利用者負担額【2割】 D：B×0.7（1円未満切捨）
要介護1の者の場合	2,615	28,896	26,006	2,890	23,117	5,779	20,227	8,669
要介護2の者の場合	2,817	31,128	28,015	3,113	24,902	6,226	21,789	9,338
要介護3の者の場合	2,938	32,465	29,218	3,246	25,972	6,493	22,725	9,739
要介護4の者の場合	3,077	34,001	30,601	3,400	27,201	6,800	23,801	10,200
要介護5の者の場合	3,772	41,681	37,513	4,168	33,344	8,336	29,176	12,504
サービス提供体制強化加算	50	552	496	56	441	111	386	166

医療保険（別表２）

訪問看護料金表（医療保険）

1. 健康保険、国民健康保険、後期高齢者医療保険等の加入保険の負担金割合（1～3割）により算定します。

2.介護保険から医療保険への適用保険変更 介護保険の要支援・要介護認定を受けた方でも、次の場合は、自動的に適用保険が介護保険から 医療保険へ変更になります。

1 厚生労働大臣が定める疾病等の場合 ①多発性硬化症 ②重症筋無力症 ③スモン ④筋萎縮性側索硬化症 ⑤脊髄小脳変性症 ⑥ハンチントン病 ⑦進行性キンジストロフィー症 ⑧パーキンソン病関連疾患（進行性核上性麻痺、大脳皮質基底核変性症、及びパーキンソン病（ホエーン・ヤールの重症度分類がステージ3以上であって生活機能障害がⅡ度またはⅢ度の 者に限る））⑨多系統萎縮（線条体黒質変性症、オリーブ橋小脳萎縮症及びシャイ・ドレガー症候群）⑩プリオン病 ⑪亜急性硬化性全脳炎 ⑬頚髄損傷 ⑭人工呼吸器を使用している場合
2 病状の悪化により悪性腫瘍の終末期になった場合
3 主治医より特別訪問看護指示書が交付された場合

保険種別の負担割合

後期高齢者（75歳）以上	社会保険	
	国民健康保険	
1 割、現役並み所得者の方は3割	高齢受給者 （70 歳～74 歳）	1 割、現役並み所得者の方は 3 割
	一般 （70 歳未満）	3 割（6 歳未満は 2 割）

1. 基本料金表（1 回の訪問看護の利用料）

単位（円）

	訪問の日数	基本療養費	管理療養費	合計金額 ※3	負担金額		
区分	週の日数				1 割	2 割	3 割
訪問看護 基本療養費 （Ⅰ）通常	週 3 日まで※1（看護師・理学療法士）	5,550	3,000	8,550	855	1,710	2,565
	週 4 日目以降 （看護師）	6,550	3,000	9,550	955	1,910	2,865
	週 4 日目以降 （理学療法士）	5,550	3,000	8,550	855	1,710	2,565
訪問看護 基本療養費（Ⅱ） 同一建物居住者 同一日 2 人	週 3 日まで（看護師・理学療法士）	5,550	3,000	8,550	855	1,710	2,565
	週 4 日目以降(看護師)	6,550	3,000	9,550	955	1,910	2,865
	週 4 日目以降 （理学療法士）	5,550	3,000	8,550	855	1,710	2,565
訪問看護 基本療養費（Ⅱ） 同一建物居住者 同一日 3 人以上	週 3 日まで（看護師・理学療法士）	2,780	3,000	5,780	578	1,156	1,734
	週 4 日目以降(看護師)	3,280	3,000	6,280	628	1,256	1,884
	週 4 日目以降 （理学療法士）	2,780	3,000	5,780	578	1,152	1,728
訪問看護 基本療養費 （Ⅲ）外泊者	入院中 1 回 ※2	8,500		8,500	850	1,700	2,550
訪問看護 管理療養費	月の初日		7,440		744	1488	2232
	月の 2 回目以降		3,000		300	600	900

※医療保険における訪問看護は、原則 1 日 1 回（1 回の訪問は 90 分まで）、週 3 日までとなっております。

※1 週は日曜日を起点とする為、前月から続く訪問の場合は、月の 1 日目であっても週 4 日目以降を算定する場合があります。

※2 ＜表1＞＜表2＞の対象者は、入院中 2 回まで算定できます。

※3 月の初日のみ管理療養費が 7,440 円になるため、合計金額は記載額＋4,440 円になります。

2. 加算料金表（状況・要望に応じて加算する利用料）

項　　目	金額	負担金額		
		1 割	2 割	3 割
●基本療養費の加算				
難病等複数回訪問加算　2 回	4,500 円／日	450	900	1,350
＜表1＞＜表2＞、特指示の対象者　3 回以上	8,000 円／日	800	1,600	2,400
緊急訪問看護加算	2,650 円／日	265	266	795
主治医の指示により、緊急に訪問した場合				
長時間訪問看護加算	5,200 円／週	520	266	1,560
＜表2＞、特指示対象者に 90 分以上の看護を実施				
複数名訪問看護加算 （看護職員と保健師/助産師/理学療法士/作業療法士/言語聴覚士）	4,300 円／週	430	860	1,290
複数名訪問看護加算 （看護師と看護補助者）				
＜表1＞＜表2＞、特指示(補助者回数制限なし)	3,000 円／週 3 まで	300	600	900

	他必要と判断された者				
夜間・早朝訪問看護加算	18～22 時、6～8 時	2,100 円／日	210	420	630
深夜訪問看護加算	22 時～6 時	4,200 円／日	420	840	1,260

●管理療養費の加算

24 時間対応体制加算 利用者様の同意のもとに、必要に応じて緊急の対応を行うための 24 時間対応体制がある場合		6,400 円／月	640	1,280	1,920
訪問看護管理療養費	○月　初日	7,400 円／月	740	1,480	2,220
訪問看護管理療養費	○月　２日以降	2,980 円／月	298	596	984
訪問看護計画書・訪問看護報告書を主治医に提出するととも に、利用者に対して計画的な管理を継続して行った場合					
特別管理加算 Ⅰ	＜表２＞①の対象者	5,000 円／月	500	1,000	1,500
特別管理加算 Ⅱ	＜表２＞①の対象者	2,500 円／月	250	500	750
退院時共同指導加算	＜表１＞＜表２＞は 2 回まで	6,000 円／指導日	600	1,200	1,800
入院中病院と共に指導	＜表２＞対象者は更に加算	2,000 円加算 （8,000 円）	200	400	600
退院支援指導加算 ＜表１＞＜表２＞、必要が認められた者	退院日の訪問看護	6,000 円／退院日	600	1,200	1,800
在宅患者連携指導加算 医療関係職種間で情報共有し、その上で加算		3,000 円／月	300	600	900
在宅患者緊急時等カンファレンス加算 急変による医療従事者とのカンファレンスと療養指導		2,000 円／月2まで	200	400	600

●その他の療養費

情報提供療養費 市町村等のサービスと連携するための情報提供費 ※提出先が 1（市区町村）2（義務教育学校）3（保険医療機関）	1,500 円／月	150	300	450
ターミナルケア療養費 死亡日および死亡前 14 日以内	20,000 円	2,000	4,000	6,000
ターミナルケア療養費1（死亡月Ⅰ回 ） ターミナルケアを受け、在宅で亡くなった者	25,000 円	2,500	5,000	7,500
ターミナルケア療養費 2（死亡月Ⅰ回 ） 特別養護老人ホームで亡くなった利用者	10,000 円	1,000	2,000	3,000

※特指示＝特別訪問看護指示書

３. その他の費用（保険適用外の料金）

項目	料金	内容
保険適用外の訪問看護	10,000 円／回	介護保険・医療保険の適用外の訪問看護利用料
交通費	実費	実施地域を越えた地点から、一律500円駐車場を利用した場合 （タクシー利用は時間外訪問等でやむを得ない場合）
キャンセル料	無料	前日 17 時までに連絡のあった場合や緊急時
	1 回の基本料金の 10%	前日 17 時までに連絡のない場合
エンゼルケアの処置料金	15,000 円	訪問看護サービスの提供と連続して行われた在宅での死後の処置料
医療費証明書	1,000 円	領収書を紛失市債発行が必要な場合、証明書毎

■基準告示第2の１に規定する疾病等(別表7、別表8）（厚生労働省告示第 82 号）

第２　指定訪問看護に係る厚生労働大臣の定める疾病等の利用者等

１　週3日を超えて訪問看護を行う必要がある利用者であって次のいずれかに該当する者

＜表１＞(1）特掲診療料の施設基準等「別表第 7」疾病等の者

医療保険による訪問看護。週4日以上の訪問、2か所の訪問看護ステーションの利用が可能です。1日の回数制限はありませんが加算費用が異なります。

1.末期の悪性腫瘍
2. 多発性硬化症
3. 重症筋無力症
4. スモン
5. 筋萎縮性側索硬化症
6. 脊髄小脳変性症
7. ハンチントン病
8. 進行性筋ジストロフィー症
9. パーキンソン病関連疾患
・進行性核上性麻痺
・大脳皮質基底核変性症
・パーキンソン病（ホーエン・ヤールの重症度分類がステージ 3 以上であって、生活機能障害度が II 度又は III 度のものに限る）
10. 多系統萎縮症
・線条体黒質変性症
・オリーブ矯小脳萎縮症
・シャイ・ドレーガー症候群
11. プリオン病
12. 亜急性硬化性全脳炎

13. ライソゾーム病 14. 副腎白質ジストロフィー 15. 脊髄性筋萎縮症 16. 球脊髄性筋萎縮症 17. 慢性炎症性脱髄性多発神経炎 18. 後天性免疫不全症候群 19. 頸髄損傷または人工呼吸器を使用している状態及び急性増悪期の場合

＜表２＞（２）特掲診療料の施設基準等「別表第８」に掲げる者

①	□在宅悪性腫瘍患者指導管理若しくは在宅気管切開患者指導管理を受けている状態にある者 □気管カニューレ若しくは留置カテーテルを使用している状態にある者
②	□在宅自己腹膜灌流指導管理、 □在宅血液透析指導管理、 □在宅酸素療法指導管理、 □在宅中心静脈栄養法指導管理 □在宅成分栄養経管栄養法指導管理、 □在宅自己導尿指導管理、 □在宅人工呼吸指導管理、 □在宅持続陽圧呼吸療法指導管理 □在宅自己疼痛管理指導管理又は在宅肺高血圧症患者指導管理を受けている状態にある者 □人工肛門又は人工膀胱を設置している状態にある者 □真皮を越える褥瘡の状態にある者 □在宅患者訪問点滴注射管理指導料を算定している者 ※特別管理加算の対象者

私は担当者より重要事項説明書で上記（緊急時訪問看護／24 時間対応体制、特別管理Ⅰ／特別管理Ⅱ、ターミナルケア／ターミナルケア療養費、その他　　）の加算について説明を受け、サービスを利用することに同意します。

令和　　年　　月　　日

＜利用者氏名＞　　印

＜家族代表者＞　　印

（利用者との関係：　　）